

第 号議案

富良野市ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例について (案)

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

提出者 富良野市長 北 猛 俊

改正後	改正前
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 富良野市内に居住又は働く勤労者と高齢者の福祉増進を図るとともに、<u>高齢者については就労支援、生きがいづくり、健康づくり及び介護予防に係る取組の支援をし、心身状態の維持向上、社会的孤立の解消並びに要介護状態となることを予防し、健康で明るい生活を営むため、富良野市ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(センターの管理)</p> <p>第4条 <u>センターの管理は、富良野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第25号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 <u>前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>施設又は設備の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>施設又は設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>使用料等の徴収に関する業務</u></p> <p>(4) <u>高齢者の就労等の相談指導</u></p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 富良野市内に居住又は働く勤労者の福祉増進を図るとともに、<u>老人が健康で明るい生活を営むため、富良野市ふれあいセンター（以下、「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>センターに所長を置き、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第5条 <u>センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>勤労者の一般教養及び実務教養に関する講演会、講習会及び座談会等の開催</u></p> <p>(2) <u>映画、演劇、音楽会の開催及び趣味、娯楽、運動並びにレクリエーション等の指導</u></p> <p>(3) <u>勤労者の活動の指導育成</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、勤労者の福祉を増進するために必要と認められる事業</u></p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>高齢者の趣味、娯楽レクリエーション及び教養等の援助</u></p> <p>(6) <u>センターの設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務</u></p> <p>(7) <u>使用者の利便性を向上させるために必要な業務</u></p> <p>(8) <u>前各号に定めるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く事務</u></p> <p><u>(指定管理者の権限)</u></p> <p>第5条の2 <u>指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第11条まで、第12条及び第13条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた業務に係る者を除く。</u></p> <p><u>(使用者の範囲)</u></p> <p>第8条 <u>センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、その使用を妨げない範囲において、他の者も使用することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に居住する60歳以上の者及びその付添者、<u>高齢者福祉</u>に係る行事を行う者、社会福祉に関する者</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(使用料等の納入)</u></p> <p>第11条 <u>勤労者施設を使用する者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料等を市長に前納しなければならない。</u></p> <p>2 老人福祉施設を使用する者は、別表第4、別表第5及び別表第6に定める使用料等を市長に前納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(使用料の収入)</u></p> <p>第11条の2 <u>市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認められるときは、センターの使用料等を当該指定管理者の収入とし</u></p>	<p>(5) <u>老人の生きがい教室の開設</u></p> <p>(6) <u>老人の生活、住宅、身上及び就職等の相談指導</u></p> <p>(7) <u>老人の趣味、娯楽、レクリエーション及び教養等の援助</u></p> <p>(8) <u>老人クラブの育成指導</u></p> <p>(9) <u>その他老人の福祉向上に必要と認められる事業</u></p> <p><u>(使用者の範囲)</u></p> <p>第8条 <u>センターを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、使用することができる者の使用を妨げない範囲において、他の者も使用することができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に居住する60歳以上の者及びその付添者、<u>老人福祉</u>に係る行事を行う者、社会福祉に関する者</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(使用料等の納入)</u></p> <p>第11条 <u>勤労者施設を使用する者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料等を前納しなければならない。</u></p> <p>2 老人福祉施設を使用する者は、別表第4、別表第5及び別表第6に定める使用料等を前納しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

